



インベスコ ジャパン・エンタープライズ・オープン

追加型投信／国内／株式



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの販売会社、基準価額等は、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第306号

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

株式会社りそな銀行

ノ ファンドの目的

わが国の中小型株式を実質的な主要投資対象^{*}とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。

ノ ファンドの特色

- 1 | 主として、マザーファンド^{*}受益証券への投資を通じて、わが国の中小型株式に投資します。
- 2 | 安定的な利益成長が予想される企業や、新しい技術・サービスで高利益成長が期待される企業に投資します。
- 3 | 企業訪問を通じた徹底したボトムアップ・アプローチにより、銘柄を選択します。

※ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ 中小型・成長株 マザーファンド」です。

△ ファンドの投資戦略

BUY Small Today, but Big Tomorrow

(「今日小さくても、明日大きくなるものを買おう」の意)

ファンドは、継続的な高い利益成長によって、新興市場から東証一部への指定替えなど、企業規模を拡大させて行くと見込まれる企業に中長期的に投資します。一般的に、中小型株が大型株に成長していく局面が、企業のライフサイクルの中で最も成長力が高く、株式市場でも脚光を浴びる時期であると考えます。こういった局面に集中投資することによってリターンを最大化するのが成長株投資の狙いです。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的・特色

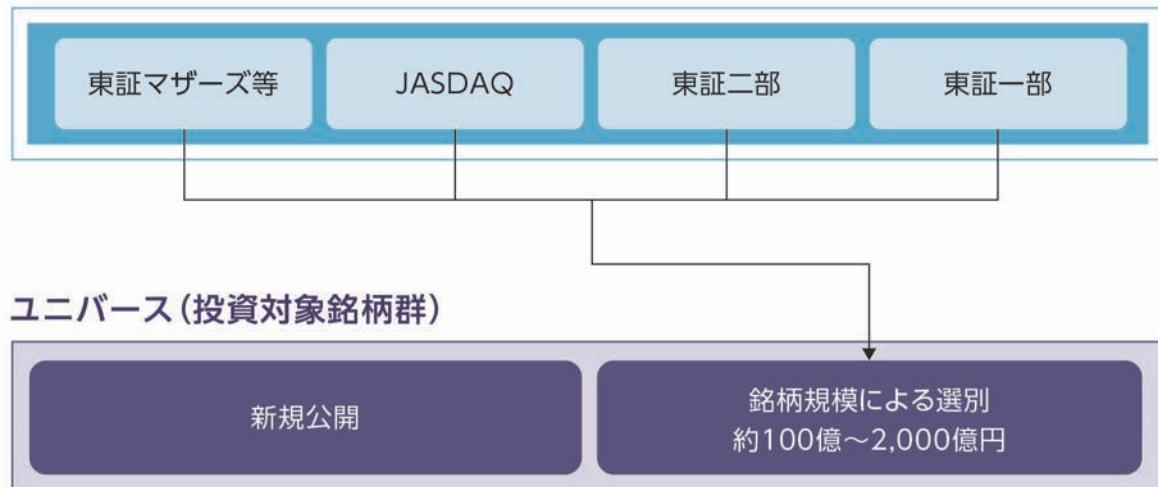
投資リスク

運用実績

手続・手数料等

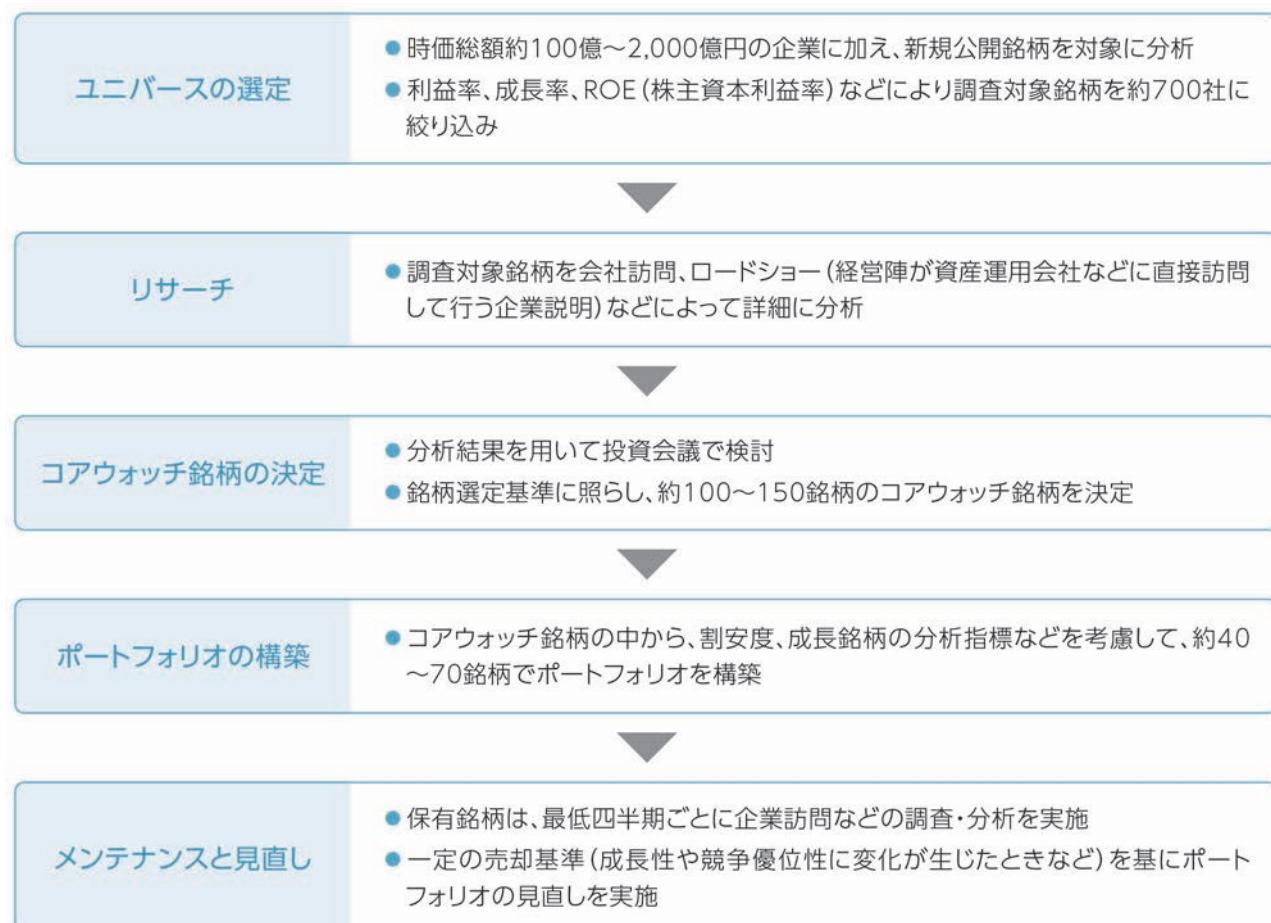
ファンドの投資対象

- ファンドは、主として日本の中小型上場株式に投資します。
- 時価総額約100億～2,000億円の企業に加え、新規公開銘柄をユニバース（投資対象銘柄群）とします。



*上記の株式市場以外に、他の国内株式市場の銘柄に投資する場合もあります。

ファンドの運用プロセス



分配方針

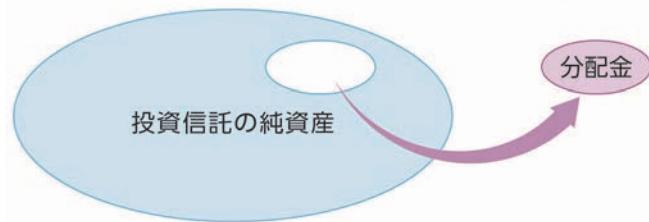
- 年1回の4月27日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないこともあります。

*上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。

手続・手数料等

ファンデの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

お申し込みメモ

購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 *分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。	購入・換金申込受付の中止および取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の基準価額	信託期間	無期限（設定日:2000年4月28日）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。	繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することができます。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。	決算日	毎年4月27日 (ただし、同日が休業日の場合は翌営業日)
換金価額	換金の申込受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額	収益分配	年1回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 *「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。	信託金の限度額	2,000億円
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)	公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
購入の申込期間	2019年7月26日から 2020年7月21日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	運用報告書	計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除は適用されます。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税：普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税：換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

*上記税率は2019年11月末現在の情報をもとに記載しています。

*少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*法人の場合は上記とは異なります。

*税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。